# あなたのまわりに

# 「虐待を受けているのではないか?」





# 児童虐待かもしれない!

と感じたら、迷わず下記の機関にご連絡ください。

· 敦賀児童相談所 0770-22-0858

2 4 時間相談窓口(福井県総合福祉相談所) 0776-24-3654

緊急の場合

<sup>【</sup> 小浜警察署 0770-56-0110 または 110番

些細なことでも、断片的な情報でも結構です。

調査の結果、虐待が認められなくても**連絡・通報した方が責められることはなく**、 また、連絡した人が特定されないように**秘密は固く守られます**。

あなたの連絡・通報が児童虐待から子どもたちを救います。

## 児童虐待とは?-

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が子どもに対し次の行為をすることです。

#### <身体的虐待>

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、逆さ吊りにする など **<性的虐待>** 

児童への淫行、ポルノの被写体にする、性的行為の強要、性器や性交を見せる など <ネグレクト( 怠慢または拒否 )>

乳幼児を家や車に残したまま放置する、食事を与えない、衣服や室内を長期間不潔なままにする、保護者以外の同居人による虐待を放置する など

#### <心理的虐待>

言葉による脅し、無視、児童の面前で家族などに対し暴力を繰り返す、 他の兄弟姉妹と著しく差別した扱い など

# 「しつけ」との違いは?

親の意図によらず、子どもにとって有害であれば、虐待と判断されます。

## 連絡、通報したあと子どもたちはどうなるの?-

緊急受理会議が開かれ、対応を検討します。

学校や保育所などから情報収集し、虐待と認定されたときは、保護者への指導・助言、 子どもの保護などを行います。

緊急と思われる場合は、立ち入り調査や子どもの一時保護などを行います。